Health Navi

秋 2017 September

エイチ・アイ・エス健康保険組合

- 平成28年度決算報告
- 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げ
- 被保険者及び被扶養配偶者の方は1年に1回健康診断を受診できます／被扶養者のみなさん、特定健診を受診してください！／健診結果を活用しましょう
- 特定保健指導を受けるとこんなにお得です！
- こころとからだの不安、まずはお電話ください
- ジェネリック医薬品を利用しましょう！
- 接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはケガの場合だけです
- 被扶養者資格確認チャート
- 被扶養者の資格調査（検認）を実施します
- インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ

平成28年度　決算報告（公告第101号）

詳しくは当健保ホームページで
➡ http://hiskenpo.or.jp

平成29年7月21日に開催されました第34回組合会において、平成28年度の事業報告並びに決算報告につきまして承認されましたので、お知らせいたします。

平成28年度の決算概要

● 一 般 勘 定

平成28年度は、保険料率を78/1000に据え置いた中での予算遂行でした。後期高齢者支援金の増加や医療費の漸増などにより、162,425千円の赤字となり、財産より繰入金・繰越金を入れ、収支のバランスをとりました。健全な健保財政維持のためにも、加入者一人ひとりの健康維持、健康改善がより一層重要となります。

◆決算の基礎数値	
被保険者数	6,549人
平均標準報酬月額	282,570円
総標準賞与額（年間合計）	3,665,911千円
保険料率	78/1000

◆決算内訳

収入		
科目	決算額（千円）	被保険者1人当たり額（円）
健康保険料	1,921,741	293,440
調整保険料収入	41,785	6,380
財政調整事業交付金	19,727	3,012
雑収入等	38,124	5,822
繰入金（繰越等）	220,000	33,593
合計	**2,241,377**	**342,247**

支出		
科目	決算額（千円）	被保険者1人当たり額（円）
事務費	39,119	5,973
保険給付費	957,181	146,157
法定給付費	918,580	140,263
付加給付費	38,601	5,894
納付金	775,010	118,340
前期高齢者納付金	254,567	38,871
後期高齢者支援金	489,553	74,752
退職者給付拠出金等	30,881	4,715
保健事業費	369,729	56,456
還付金	14	2
財政調整事業拠出金	41,772	6,378
連合会費	965	147
その他	12	2
合計	**2,183,802**	**333,455**

●収入

財産より繰入金190,000千円、繰越金30,000千円。

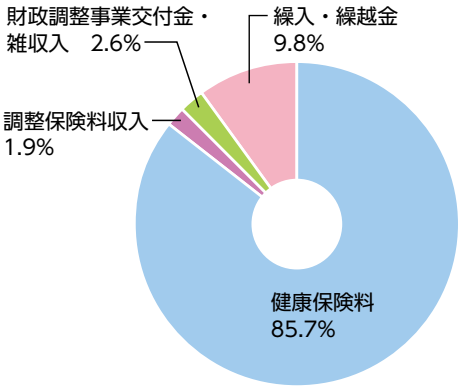

財政調整事業交付金…一定の支出額を超えた健保組合に健保連から支払われます

繰入金…主に財産を取り崩し、赤字補填のための費用です

健康保険料…事業主と被保険者の皆様から折半して納めていただくものです

調整保険料収入…他の健保組合への交付金や助成金の原資となるものです

雑収入…預金利息や法定健診の事業所負担分の収入です

●支出

予算比97%（保険給付費99%、納付金100%、保健事業費100%）
対前年115%（納付金が約36%増）。

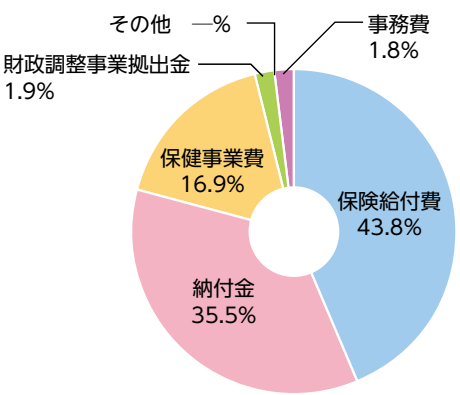

保険給付費…皆様の医療費、病気や出産で休業したときの支給分等です

納付金…高齢者や定年退職された方の医療費の分担金です

保健事業費…ドック等の健診補助及びカフェテリアプラン利用等の費用です

財政調整事業拠出金…調整保険料収入分。健保連に拠出します

事務費…健保組合の運営諸経費や職員の人件費等です

還付金…任意継続被保険者への前納保険料の返金分です。

決算状況と決算残金処分内訳	
収支差引残高	57,575,122円
法定準備金	0円
別途積立金	47,562,041円
繰越金（平成29年度へ）	10,000,000円
財政調整事業繰越金	13,081円

一般勘定の収支は、57,575千円の黒字となりました。残金処分内訳は左表のとおりです。法定準備金への積み増しは、基準金額に達しており、0円です。繰越金の10,000千円は、平成29年度の収入不足を補うためのものです。法定準備金の累計額は、330,890千円（保有率167.80%）となりました。別途積立金は、本年度残金47,562千円を財産へ積立し、累計額は834,219千円となります。（前年度より142,438千円減）

● 介護勘定

◆決算の基礎数値	
介護保険第2号被保険者数	1,484人
介護保険第2号被保険者たる被保険者	1,161人
平均標準報酬月額	364,574円
保険料率	16/1000

介護保険料…介護保険の運営主体は市区町村ですが、40 ～ 64 歳の介護保険第２号被保険者の保険料は健保組合が代行して徴収しています。社会保険診療報酬支払基金に納める介護納付金の額に合わせて介護保険料を集めます。健康保険料と同じように事業主と被保険者の皆様から折半して納めていただきます。

◆決算内訳

収入		
科目	決算額（千円）	被保険者1人当たり額(円)
介護保険収入	95,488	82,246
その他	0	0
合計	**95,488**	**82,246**

支出		
科目	決算額（千円）	被保険者1人当たり額(円)
介護納付金	86,762	74,730
その他	0	0
合計	**86,762**	**74,730**

決算状況と決算残金処分内訳	
収支差引残高	8,725,982円
準備金	8,725,982円
繰越金（平成29年度へ）	0円

平成28年度の介護保険料率は16‰で据え置き。残金は介護準備金として積み立てます。

● 平成28年度の事業概要（一般勘定）

- 保険給付において、法定給付及び付加給付（当健保組合独自の制度）とも前年度と同様に実施いたしました。
- 特定保健指導について、実施を希望した対象者に指導を行いました。また対象者に受診勧奨を行い、脱メタボ、重症化予防の取り組みを実施しました。
- カフェテリアメニュー以外の保健事業も下表のとおり例年と同様に実施いたしました。

カフェテリアプラン利用状況

- HIS旅行商品（1,435件）
- 健康関連商品（3,443件）
- 旅行・宿泊（国内）（736件）
- レジャーチケット（ディズニー他）(1,516件)
- 【H.I.S.スマ宿】ポイント補助申請（2,657件）
- メガネ・コンタクト及び関連商品（287件）
- マッサージ整体治療（124件）
- 健康食品・特定保健用食品（224件）
- 健康診断（オプションポイント利用）（1,137件）
- 自然食品（275件） 等

カフェテリアプラン以外の保健事業

- 「健康保険のしおり」の改訂版の配付(主に新入社員)、ホームページによる情報提供
- 「カフェテリアプランご利用案内」の配付及び24,000ポイントの付与
- 育児雑誌「赤ちゃんとママ」等の配付
- WEB医療費明細の通知
- 人間ドック（35歳以上の本人とその配偶者）《被保険者・被扶養者計2,354人》
- 生活習慣病健診（30歳以上の本人とその配偶者)《被保険者・被扶養者計1,166人》
- 簡易生活習慣病健診（30歳未満の本人とその配偶者)《被保険者・被扶養者計2,810人》
- インフルエンザ予防接種（被保険者・被扶養者計5,076人）費用16,840千円
- 新規職場への「救急箱」の設置と救急医薬品の補充
- 24時間電話健康相談･メンタルヘルスの相談･医師の手配紹介のサービス実施《115人》
- メンタルヘルス研修（費用の一部負担）

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げ

平成29年8月から

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていましたが、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年の8月から右記のとおりに引き上げられました。

●70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～平成30年7月）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	（世帯ごと）
現役並み（標準報酬月額28万円以上）	44,400円 →57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×１% 〈44,400円〉
一般（標準報酬月額26万円以下）	12,000円 →14,000円 （年間14.4万円上限）	44,400円 →57,600円〈44,400円〉
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

無料で

被保険者及び被扶養配偶者の方は1年に1回健康診断を受診できます

配偶者等で当健保組合の保険証をお持ちの方は、被保険者と同様に健診が受けられます。特に40歳以上の方は、生活習慣病のリスクが高まってくる頃でもありますので、できるだけ受診するようにしてください。また結果表がご自宅に届いたら、ひととおり内容を確認し、要精密検査等の項目があった場合には、（３割負担で）専門医等の診察や検査を受けられることをお勧めします。

●健診の種類と受診資格

★受給資格年齢は年度末（3月31日）時点の年齢です。

○各医療機関と契約している基本健診コースについては、自己負担は一切ありません。

○オプション検査を希望する場合、各基本健診コース費用＋オプション検査費用が補助額内（下表参照）までは健保組合が負担します。費用は医療機関により異なりますので、詳細は健保組合ホームページまたは予約時にご確認ください。

年　齢	生年月日	基本健診コース	婦人科
29歳以下	1988年 ４月１日以降	簡易生活習慣病健診	――
30～34歳	1983年４月１日～ 1988年３月31日	生活習慣病健診 （＋婦人科）	希望者
35歳以上	1983年３月31日 以前	人間ドック	希望者※

○補助額を超えるオプション検査費用は、現金またはカフェテリアポイントで支払うことが可能です。ポイント利用は、契約項目のみ可能で健保組合のホームページからの事前登録が必要です。

※医療機関により人間ドックに婦人科検査が含まれている場合と含まれていない場合がありますので、予約時にご確認ください。含まれていない場合は、オプション検査となり下表記載の補助額まで健保組合で負担します。

●自己負担額の支払い

（1）健診の種類ごとに、補助額の上限があります。
ただし、各医療機関の設定額が補助額を超える場合は、設定額まで補助します。

（2）補助額を超えた分及びオプション検査は、すべて自己負担になります。

（3）自己負担額は、カフェテリアポイントが利用できます。

種　類	補　助　額 オプション検査追加時
簡易生活習慣病	6,500円
生活習慣病（婦人科含む）	31,000円
人間ドック	60,000円

注：オプション検査を受診当日に追加した場合は、ポイント利用ができませんので医療機関の窓口で現金による精算をお願いいたします。

被扶養者のみなさん、特定健診を受診してください！

配偶者の皆様もぜひ健診を受けましょう

育児や介護を優先してしまい自分の健診を受けそびれてしまいます…

病気になってしまったら育児や介護も思うようにできなくなってしまいます。
ご自分の健康管理も大切です。

健診申し込みの手続きがめんどうで…

病気になってしまい、検査や治療のために医療機関に通ったり、薬局に行ったりするほうがめんどうではないですか？
健保組合からの健診のご案内をぜひご確認ください。

健診結果を活用しましょう！

「なんともないから」と健診結果を軽視する人もいますが、そもそも生活習慣病は、早期のうちには自覚症状がほとんどありません。信じるべきは、自分の感覚よりも健診結果の数値です。健診結果の指示には従うようにしましょう。

「要治療」「要精密検査」と記載されていた人

「要治療」は、治療が必要なほど数値が悪化している状態です。一方、「要精密検査」は、本当に治療が必要かどうかをより詳細な検査で確認しなければならない状態です。いずれも、すみやかに医療機関を受診してください。

「要再検査」と記載されていた人

一時的な変動かどうか、改めて検査が必要な状態です。すみやかに再検査の予約をお取りください。

「要経過観察」と記載されていた人

ただ放って置けばよいということではありません。健診機関の医師や保健師の指導を受けて、生活習慣の改善を始めてください。

「異常なし」と記載されていた人

ひとまず安心ですが、正常値の範囲内であっても油断は禁物です。過去のデータと見比べて、悪化傾向にないか確認しましょう。悪化していたら、自発的に生活習慣を改善していくのがベストです。

※上記は、一般的な健診結果を記載しています。実際に受け取った健診結果の指示を優先して行動してください。

専門家からの健康アドバイスを無料で受けられる

特定保健指導を受けるとこんなにお得です！

特定保健指導の案内がきたらぜひ受けてくださいね

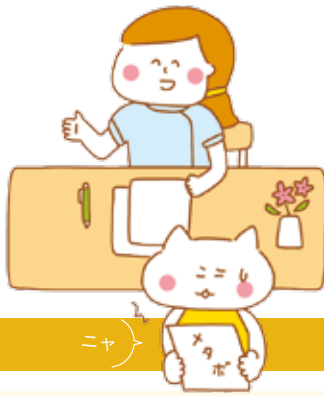

健保組合では、特定健診の結果からメタボリックシンドロームやその予備群と判断された人に対し、特定保健指導（「積極的支援」「動機づけ支援」）を実施しています。特定保健指導では、対象者のみなさんのライフスタイルなどにあわせて生活習慣の改善ができるよう、医師や保健師、管理栄養士などの専門家がサポート（保健指導）します。

特定保健指導は、検査値を改善し医療費を抑えます！

① 翌年の検査値が改善するだけではなく、その後も効果が続く

平成20年度に特定保健指導を受けた人（参加者）は、翌年の検査値が改善し、その後も効果が続いています

●特定保健指導後の血糖（HbA1c）の推移【平成20年度との差】
（積極的支援・40～64歳女性）

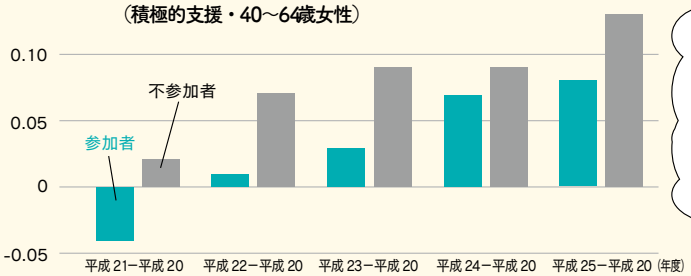

血糖だけでなく、ほかの検査項目でも改善効果が続くことが確認されているのニャ

資料：第19回保険者による健診・保健指導等に関する検討会　資料1

② 特定保健指導を受けた人のほうが、1年後に服薬している割合が低い

●薬の使用の有無（血圧を下げる薬）

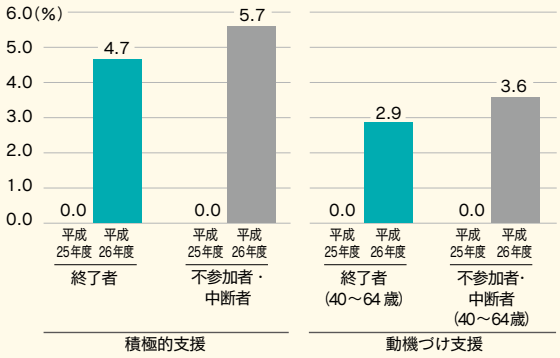

特定保健指導を受けた人（終了者）は、保健指導を受けなかった人（不参加者・中断者）に比べ、1年後に薬をのんでいる人の割合が低いニャ

糖尿病の薬や、コレステロールを下げる薬でも、特定保健指導を受けた人のほうが薬の服用割合が低いんですよ

資料：第28回保険者による健診・保健指導等に関する検討会　資料2-2

③ 特定保健指導を受けた人は、受けない人より医療費が安い

特定保健指導を受けた人（参加者）は、受けなかった人（不参加者）に比べ、1人当たり入院外医療費が5,720円～8,100円低くなっているニャ

資料：第19回保険者による健診・保健指導等に関する検討会　資料1

●特定保健指導を受けた人と、受けなかった人の1人当たり入院外医療費
（積極的支援・40～64歳男性・高血圧症、脂質異常症、糖尿病の医療費）

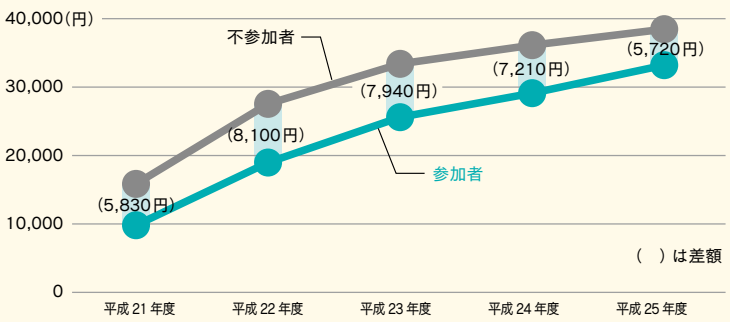

Q 2年連続で特定保健指導の対象となったら？

A 2年連続で特定保健指導の対象となった人を調査した結果によると、2年目の特定保健指導も受けた人は、多くの検査項目で改善傾向がみられましたが、1回目しか受けなかった人では、改善がみられなかったり悪化したりする傾向がありました。
2年連続で特定保健指導の案内を受け取った場合も、ぜひ参加しましょう。

こころとからだの不安、まずはお電話ください

プライバシーは厳守されます。
あわてて病院に駆け込む前に、
まずは電話で相談を！

無料

専用ダイヤル **0120-248-987**

ファミリー健康相談
被保険者とそのご家族が対象

24時間サービスの電話健康相談。
Webでの相談も受け付けます。
https://familycare.sociohealth.co.jp/

こころのWeb相談
被保険者と被扶養者が対象

職場の人間関係、子育ての悩み、
ストレスへの対処法などの相談をお受けします。
https://www.mh-c.jp/

ベストドクターズ®・サービス
被保険者とそのご家族が対象

三大疾病などにかかったとき、
専門医をご紹介します。

<免責事項>　本サービス（ファミリー健康相談およびベストドクターズ®・サービス）は利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること、および適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルス改善に役立ててもらうことが目的であり、当健康保険組合、および当健康保険組合が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設、ならびに医師情報を提供するベストドクターズ社（Best Doctors, Inc.）、ベストドクターズ社が案内した専門医、ならびに関係するスタッフ（以上を総称して「サービス関係者」という）は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

※ベストドクターズはBest Doctors, Inc.の登録商標です。

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるジェネリック医薬品は、効きめは新薬と同等ですが、開発費用がかからないため低価格。平均すると新薬の約半額ぐらいです。

生活習慣病など長期間継続して服用する薬をジェネリック医薬品にすると、家計も助かります。ぜひかかりつけ医や薬剤師に「ジェネリック医薬品になりますか?」と聞いてみましょう！

●薬を変えることに不安がある人は…

短期間だけジェネリックを使ってみるお試し調剤もできますので、薬局で相談してみましょう！

接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは ケガの場合だけです！

接骨院や整骨院で健康保険が使えるのは、外傷性のケガ（打撲、ねんざ、挫傷・肉離れ、脱臼、骨折）に限られます。なお、脱臼と骨折については、緊急時以外は医師の同意が必要です。

ご注意ください！

次のような場合健康保険の対象にはなりません！

- 日常生活による肩こりや腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- 加齢による痛み
- 神経痛やリウマチ、ヘルニア、五十肩などによる痛みやしびれ
- 脳疾患後遺症などの慢性の病気
- 整形外科などの医療機関で治療中のもの
- 仕事中・通勤途中のケガ（労災保険の対象になります）

被扶養者資格確認チャート

近年、当健保組合では、被扶養者が右肩上がりに伸びています。また対象となる事例も、「結婚」や「出産」したときだけでなく、多様化してきております。そこで、被扶養者資格確認チャートを作成しました。スタートから順に「はい」・「いいえ」に従って進んでいくと、資格の有無が確認できます。なお最終的な判断につきましては、実際に申請書を提出いただいた際の添付書類を確認した上で行います。予めご了承ください。

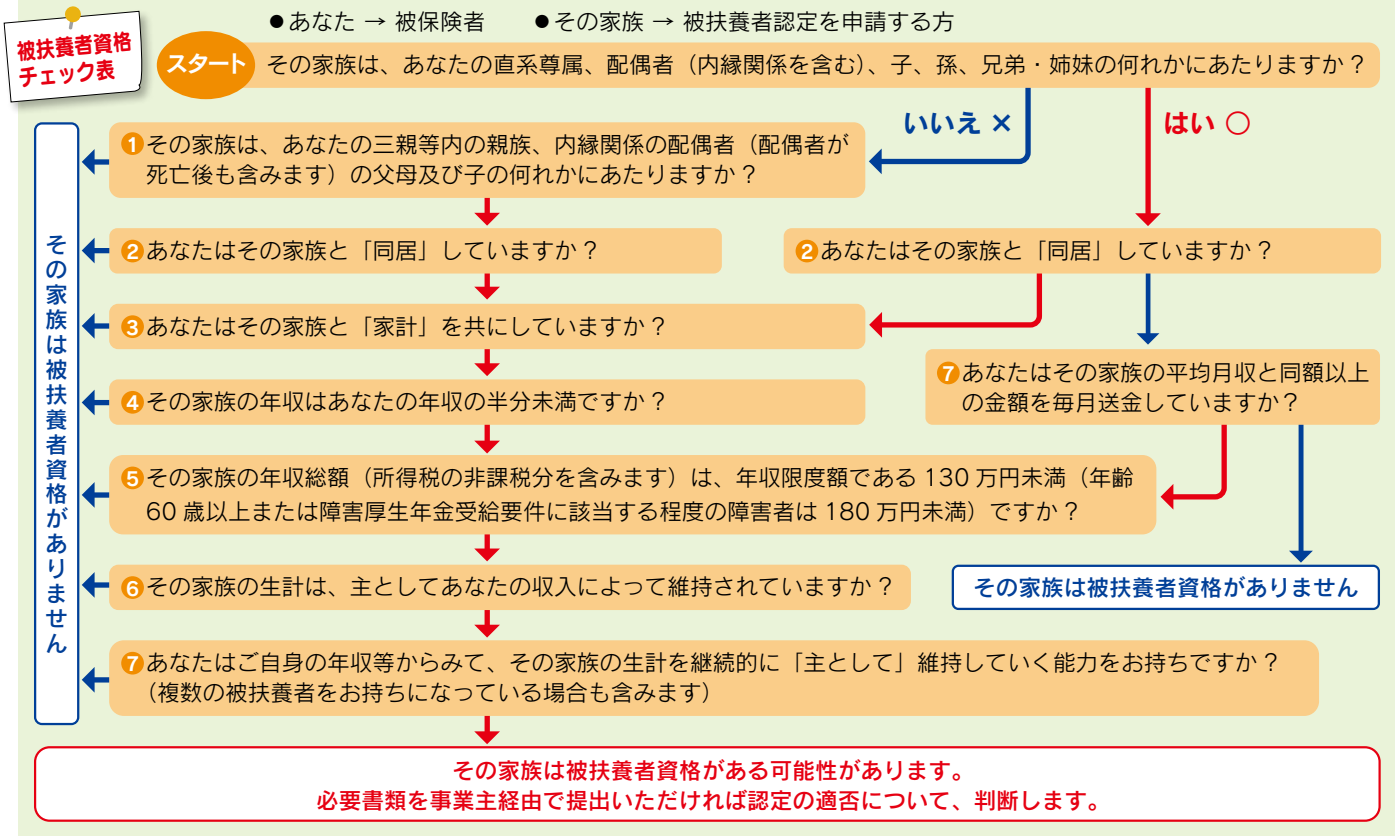

被扶養者の資格調査（検認）を実施します

健保組合では、1年に1度健康保険の被扶養者の資格調査（以下、検認といいます）を法令に基づき実施しています。9月上旬に各事業所を通じて、対象となる方にご案内書面を配付しておりますので、ご確認のうえ必要書類のご提出をお願いいたします。

■**対象となる方**
①平成17年4月1日以降平成21年3月31日までに被扶養者に認定された方
②平成25年4月1日以降平成26年3月31日までに被扶養者に認定された方
③平成27年4月1日以降平成28年3月31日までに被扶養者に認定された方

※23歳未満の子は調査対象外です。

■**提出していただくもの**
「被扶養者調査票」と「添付書類等」

■**提出方法**
同封の返信用封筒にて各事業所ご担当者（人事総務）あてにお送りください。

■**締め切り**：平成29年9月30日まで

今年も実施します! インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ

予防接種は、インフルエンザに感染しにくくなるだけでなく、発症しても重症化を防ぐことができます。

■**対象者**：被保険者・被扶養者（接種時点の有資格者）
■**接種期間**：平成29年10月～12月末までに接種
■**補助額・回数**：1人1回、1人3,500円までの実費（3,501円以上の場合は3,500円）
※お子さまなど複数回の接種を設定されている医療機関で、1回目が3,500円未満の場合は、すべての接種が終了した後で申請してください。
※経鼻インフルエンザ生ワクチンは補助対象外です。
■**申請手続**：予防接種を受け、費用支払い後、次の①②を提出。
①領収書（原本）
※接種者氏名・接種日・医療機関名称・費用・インフルエンザ予防接種代である旨が明記されていること。
②インフルエンザ予防接種補助金申請書（健保組合ホームページからダウンロード）
■**申請期限**：平成30年1月15日までに健保組合必着
■**提出先**：事業所（会社）総務人事担当者（お早めにご提出ください）
■**支払方法**：会社経由で給与を通してお振込み（原則申請翌月の給与）

エイチ・アイ・エス健康保険組合　〒160-0023　東京都新宿区西新宿6-2-18　SKビル9階　http://hiskenpo.or.jp
TEL.03-6872-5511　FAX.03-6872-5512　e-mail：help@hiskenpo.or.jp　受付時間：平日9：30～18：00（土日祝：お休み）